

## 令和 5 年度事業内容について

中央区成年後見制度利用促進計画の策定から 3 年目となる令和 5 年度は、地域連携ネットワークの強化、中核機関の取組の充実を図るとともに、引き続き、計画に記載した重点事業や計画に盛り込むべき施策の方針に記載した新規・充実事業の推進に取り組めます。

また、国の第二期基本計画の内容を踏まえ、次期計画に盛り込むべき施策の方針の策定に向けた検討を行います。

### 1 令和 5 年度事業内容

#### (1) 中央区成年後見制度利用促進審議会の運営

成年後見制度の利用促進に係る各取組の進捗状況の点検、評価を行うとともに、次期計画に盛り込むべき施策の方針を策定をします。

〔実施回数〕 4 回

〔委員構成〕 13 人(学識経験者、弁護士、医師、司法書士、社会福祉士、福祉関係団体等、区職員)

〔審議事項〕・成年後見制度の利用促進に係る施策及び取組の進捗状況の点検・評価に関すること

・中央区成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針に関すること

・その他、成年後見制度の利用促進に必要なこと

〔スケジュール〕

| 年月                 | 成年後見制度利用促進審議会／審議事項                                                    | 備考                                                      |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 2023 年<br>3 月 13 日 | <b>令和 4 年度 第 2 回審議会</b><br>①令和 4 年度点検・評価 ②高齢・障害分野調査報告<br>③令和 5 年度事業内容 |                                                         |
| 5 月                | <b>令和 5 年度 第 1 回審議会</b><br>○令和 3・4 年度の成果と課題<br>○計画に盛り込むべき施策の方針についての検討 | ※ 7 月第 2 回審議会後、計画に盛り込むべき施策の方針を自立支援協議会及び高齢者施策推進委員会へ送付する。 |
| 7 月                | <b>第 2 回審議会</b><br>○計画に盛り込むべき施策の方針（案）                                 |                                                         |
| 10 月               | <b>第 3 回審議会</b><br>○計画に盛り込むべき施策の方針（確定版）<br>○障害計画・高齢計画の骨子（案）           |                                                         |
| 12 月～              | ○障害計画・高齢計画パブリックコメント実施                                                 |                                                         |
| 2024 年<br>2 月      | <b>第 4 回審議会</b><br>○障害計画・高齢計画の最終案<br>○令和 6 年度事業内容                     |                                                         |
| 3 月                | ○障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画及び高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に包含して成年後見制度利用促進計画を策定         |                                                         |

## (2) 中核機関の運営

中央区社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」を中核機関と位置付け、業務の一部を社会福祉協議会に委託し、区と社会福祉協議会が一体となって運営します。

### ア 制度の普及・啓発

講演会、講座、相談会の開催及びチラシ、パンフレット、広報誌の作成等

### イ 相談業務

一般相談、福祉法律相談の実施。

### ウ 社会貢献型後見人等（市民後見人等）の養成

社会貢献型後見人等養成基礎講習、社会貢献型後見人等受任者連絡会、後見活動メンバーフォローアップ研修の実施

### エ 社会貢献型後見人等（市民後見人等）の法人後見監督業務

### オ 申立人・後見人等への支援

申立支援、後見活動支援、親族後見人等向け講座・交流会の実施

### カ 地域連携ネットワークの構築

地域、福祉、医療、司法関係者、金融機関など、地域で権利擁護支援に携わる関係者間の顔の見える関係づくりと情報の共有を図るため、権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会を開催します。

〔実施回数〕 2回

〔参加者〕 高齢者や障害者の権利擁護支援に関わっている方

〔内 容〕 ・事例報告・検討（グループワーク）

・参加団体による講演会 等（予定）

### キ 権利擁護支援推進協議会の運営

地域連携ネットワークの構築に向けた継続的な協議や、司法・福祉の専門職の意見を要する困難ケースについての検討を行います。

〔実施回数〕 3回

〔委員構成〕 9人（弁護士、医師、司法書士、社会福祉士、福祉関係団体等、区職員）

〔審議事項〕 ・認知症高齢者等の権利擁護に係る支援の必要性及び適切な支援内容について

・専門職後見人等及び社会貢献型後見人等の候補者の推薦について

・認知症高齢者等の権利擁護に係る必要な支援を行うための専門職団体等による地域連携の仕組みづくりについて

・その他、認知症高齢者等の権利擁護支援について

## (3) 成年後見制度費用助成事業への補助

社会福祉協議会が実施する成年後見費用助成事業に係る事業費を区が補助します。

成年後見制度費用助成事業…経済的な理由で成年後見制度の利用が困難な方に対し、申立て費用及び後見人等に対する報酬の助成を行うことで、区民の権利擁護を図る。

#### (4) 区長申立て・後見報酬費用の助成

判断能力が不十分な高齢者等で、配偶者及び4親等以内の親族がいない場合などに、本人の福祉サービスの利用を支援し、権利を擁護するため、区長が後見等開始の審判請求を行います。また、成年後見人に対する後見報酬費用を負担することが困難な方に対して、その費用を助成します。

#### (5) 権利擁護支援事業への補助

社会福祉協議会が実施する権利擁護支援事業に係る人件費及び事業費を区が補助します。

権利擁護支援事業…高齢者や障害者が安心して暮らしていけるよう福祉サービスの利用契約や利用料の支払い手続き等の援助を行うとともに、日常的な金銭管理、重要書類の保全等のサービスを提供する。

## 2 新規・充実事業

#### (1) 関係団体との連携による講座、講演会等の実施 **充実**

成年後見制度の理解を深めるとともに、制度の利用につなげるため、権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会をきっかけとして、関係団体との共催での講座、講演会等の開催に向けて検討していきます。

#### (2) 社会貢献型後見人の受任の促進に向けたリレー方式・複数後見のしくみづくり **新規**

権利擁護支援推進協議会において、社会貢献型後見人（市民後見人）の受任可能性を検討するとともに、専門職が選任されているケースについては、社会福祉協議会が窓口となってリレーや追加選任の相談に応じるなど、専門職から社会貢献型後見人（市民後見人）へのリレーや複数後見の受任に向けて取り組みます。あわせて、より柔軟な受任が可能となるよう受任要件の緩和について検討していきます。

#### (3) 法人後見実施団体の確保 **充実**

令和4年度の中央区障害者（児）実態調査の結果において、法人後見を「今後利用したい」の割合が全体の約1割（身体障害者・難病患者：8.1%、知的障害者：16.0%、精神障害者等：10.0%）ではあったが、利用意向があることから、社会福祉協議会による法人後見の実施に向けて検討を行うとともに、その他の法人後見実施団体との連携により、法人後見のニーズに対応するように努めます。

また、全体の半数以上（身体障害者・難病患者：55.4%、知的障害者：65.4%、精神障害者等：67.8%）が法人後見の利用意向について「わからない」と回答していることから、法人後見の普及・啓発を行います。

#### (4) 親族後見人等に対する継続的な見守り・支援 **充実**

すてっぷ中央において申立て支援等を行った親族後見人に対して、その後の申立て・選任状況の確認、連絡先の把握のために「アンケート」を実施するとともに、親族後見人等の後見業務が本人の意思を尊重しその身上に配慮して行われるよう、「アンケート」で連絡先を把握した親族後見人等に対して、親族後見人等向けの講座の案内や家裁への報告時期に合わせたモニタリングを行います。